

浅口市ふるさと納税 Twitter 運用方針及び利用規約

浅口市ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、浅口市企画財政部地域創造課（以下「浅口市地域創造課」といいます。）が運営するソーシャルメディアの運用方針及び利用規約を次のとおり定めます。

1. 運用方針

運用するソーシャルメディアの種類

Twitter

アカウント名、URL 及びアカウント管理者名

- (1) アカウント名：浅口市ふるさと納税(公式) (asakuchi_furu)
- (2) URL：https://twitter.com/asakuchi_furu
- (3) アカウント管理者名：浅口市企画財政部地域創造課

情報発信の目的

浅口市ふるさと納税の情報に関する情報を発信し、効果的な啓発を図ります。

掲載内容

浅口市ふるさと納税に関する情報

運用時間

原則として、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日の執務時間内に行います。

運用ルール等

(1) フォロー

原則として、浅口市ふるさと納税(公式)アカウント側からのフォローは実施しません。ただし、浅口市ふるさと納税ポータルサイト等の関係アカウントについては、この限りではありません。

(2) リプライ（返信）及びダイレクトメッセージ

原則として、リプライ（返信）及びダイレクトメッセージへの返信は実施しません。投稿内容に質問等がある場合は、浅口市のホームページのお問い合わせフォーム等をご利用ください。

(3) リツイート

原則として、リツイートは実施しません。ただし、浅口市ふるさと納税ポータルサイト等の関係アカウントについては、この限りではありません。

運用方針の変更

- (1) 運用方針は、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用方針は、原則として本ページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

個人情報に関する取扱い

サービスを通じて浅口市ふるさと納税(公式)が提供を受けた個人情報については、浅口市個人情報保護条例(平成18年浅口市条例第11号)に基づき、適切に取り扱います。

問い合わせ

浅口市企画財政部地域創造課

電話:0865-44-9034(受付時間:月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)
(祝日及び年末年始を除く。)

電子メール : chiikisozo@city.asakuchi.okayama.jp

2. 利用規約

利用上の遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。なお、浅口市地域創造課が禁止行為に該当すると判断した場合は、予告なく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 浅口市地域創造課、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (3) 他者になりすます行為
- (4) 虚偽や事実と異なる情報及び正否を確認できない噂等を掲載する行為
- (5) 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利及び肖像権その他法的保護に値するとされている第三者の権利を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 浅口市ふるさと納税(公式)Twitterの趣旨に合致しない行為
- (8) 有害なプログラム等を送信することにより、通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他社のアクセスを妨害する行為
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とする行為（ウェブサイト等の紹介も含む。）
- (10) その他、浅口市地域創造課が不相当と判断した行為

また、利用者は、本規約及びTwitter利用規約のほか、インターネット上において一般的に遵守する規則、方針、手順に従うものとします。

知的財産権の帰属

掲載している情報（文章、写真、動画、イラスト等）の著作権等の知的財産権は、浅口市又は浅口市以外の原権利者に帰属します。

免責事項

- (1) 浅口市地域創造課は、理由のいかんを問わず、本サービスの全部又は一部を変更し、一時停止し、又は閉鎖したことに起因して利用者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (2) 浅口市地域創造課は、掲載情報に関して、情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の保証責任を負いません。
- (3) 浅口市地域創造課は、本サービスの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負いません。
- (4) 浅口市地域創造課は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 浅口市地域創造課は、掲載された情報を削除したことに起因して生じた損害に対して一切の責任を負いません。
- (6) 浅口市地域創造課は、遵守事項に抵触する場合において、法令に基づいて削除義務が生じる場合を除いて、情報の削除義務を負いません。
- (7) 浅口市地域創造課は、掲載情報に対する利用者からの問い合わせ等について、必ず反応する義務を負いません。
- (8) 浅口市地域創造課は、予告なく内容の変更や削除、運用方法の見直し等を行う場合があります。